

# 職員の給与等に関する報告

令和 2 年 1 1 月

鹿児島県人事委員会





人委第181号

令和2年11月6日

鹿児島県議会議長 外菌 勝蔵 殿

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

鹿児島県人事委員会委員長 西 啓一郎

職員の給与等に関する報告について

本委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙のとおり報告します。



# 目 次

別紙 報 告	-----	1
第 1 職員の給与	-----	1
第 2 民間の給与	-----	2
第 3 職員の給与と民間の給与との比較	-----	3
第 4 生計費及び物価	-----	3
第 5 職員と国家公務員との給与比較	-----	4
第 6 人事院の報告の概要	-----	4
第 7 職員の給与の改定	-----	5
第 8 人事管理・公務運営の改善	-----	5
第 9 むすび	-----	11

## 参考資料

- 1 職員給与実態調査結果
- 2 職種別民間給与実態調査結果
- 3 生計費関係
- 4 労働経済関係
- 5 人事院の報告の概要



# 報 告



## 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるため、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の勤務条件や生計費などの諸事情について調査・検討を行ってきたが、その概要は次のとおりである。

## 第1 職員の給与

令和2年4月における職員給与の支給状況等について、行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三）、海事職、教育職（一）、教育職（二）、教育職（三）及び公安職の10の給料表の適用を受けている全職員を対象とした「職員給与実態調査」を行った。

調査結果の概要を、全職員と行政職給料表適用職員別に示すと、次表のとおりである。

区 分		全 職 員	行政職給料表 適 用 職 員
人 員		22,439 人	5,378 人
平 均 年 齢		43.3 歳	42.7 歳
平 均 経 験 年 数		21.3 年	21.3 年
学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	73.6 %	64.8 %
	短 大 卒	12.5 %	8.4 %
	高 校 卒	13.8 %	26.5 %
	中 学 卒	0.1 %	0.3 %
性 別 構 成 比	男	63.7 %	72.0 %
	女	36.3 %	28.0 %
平均扶養親族数		1.2 人	1.1 人
平 均 給 与	給 料	357,529 円	321,020 円
	扶 養 手 当	11,798 円	10,946 円
	住 居 手 当	7,809 円	6,412 円
	そ の 他	19,212 円	16,411 円
	合 計	396,348 円	354,789 円

- (注) 1 この表において、本年度の新規学卒の採用者を含むが、再任用職員は含まない。  
2 詳細は、参考資料第1表から第13表のとおりである。

## 第2 民間の給与

### 1 調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間事業所の従事者の給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間の474事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された122事業所を対象に、人事院と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施した。

これらの事業所において、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の3,348人について、本年4月分として個々の従事者に実際に支払われた給与月額等を調査するとともに、教育関係等32職種の282人についても同様の調査を実施した。

また、給与改定の状況についても調査した。

### 2 調査の実施結果

(本年の給与改定の状況)

本年の民間事業所における給与改定の状況をみると、次表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は20.9% (昨年21.9%)、ベースアップを中止した事業所の割合は11.4% (同7.0%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0% (同0.0%) となっている。

また、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は77.9% (同91.2%) となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は20.2% (同10.0%)、減額となっている事業所の割合は8.0% (同5.4%) となっている。

その1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	20.9	11.4	0.0	67.7
課 長 級	19.7	11.6	0.0	68.7

その2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		定 額	増 額	減 額	変 化 な し		
係 員	79.0	77.9	20.2	8.0	49.7	1.1	21.0
課 長 級	75.3	74.1	12.9	8.4	52.8	1.2	24.7

(注) ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

### 第3 職員の給与と民間の給与との比較

#### ○ 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、次表のとおり、職員の給与が民間の給与を118円（0.03%）上回っていた。

県内民間給与①	職員給与 ②	較 差 ①-② $\left( \frac{①-②}{②} \times 100 \right)$
360,378円	360,496円	△118円（△0.03%）

（注） 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

### 第4 生計費及び物価

#### 1 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎に算定した本年4月における鹿児島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ138,440円、155,710円及び172,990円となっている。（参考資料第19表）

#### 2 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年4月に比べ全国では0.1%、鹿児島市では0.4%の増となっている。（参考資料第20表）

## 第5 職員と国家公務員との給与比較

平成31年地方公務員給与実態調査（総務省）によると、平成31年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数\*は、国家公務員を100とした場合、96.2となっており、全国の都道府県の中では低い水準となっている。

### 都道府県のラスパイレス指数の分布状況 (平成31年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	1
100以上102未満	21
98以上100未満	21
98未満	4

鹿児島県	96.2
------	------

都道府県平均指数	99.8
----------	------

※ 全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数

## 第6 人事院の報告の概要

人事院は、本年10月7日及び同月28日、一般職の国家公務員の給与等について報告を行ったが、その概要は参考資料57ページ～58ページのとおりである。

## 第7 職員の給与の改定

### 1 改定の基本方針

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の従事者の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院報告の内容、国家公務員の給与水準、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与を2のように取り扱う必要があると判断した。

### 2 本年の給与の改定等

#### (1) 給料表

給料表については、本年の公民較差が小さくほぼ均衡していることから、本年は改定を行わないことが適当である。

#### (2) その他の課題

特殊勤務手当の見直しをはじめ職員の給与制度のあり方については、今後とも制度本来の趣旨や社会情勢の変化、国や他の都道府県の動向等を踏まえ、適宜・適切に見直しを行う必要がある。

## 第8 人事管理・公務運営の改善

### 1 優秀かつ多様な人材の確保

国においては、学生の進路選択の早期化や就業意識の多様化の進展、勤務環境への関心の高まりなどを背景に、国家公務員採用試験の申込者数は減少しており、多様な有為の人材を確保するため、公務の魅力をアピールするなど、各府省等と連携した施策を展開するほか、経験者採用試験の一層の活用を図っていくとしている。

また、国は、いわゆる就職氷河期世代の支援に取り組んでおり、国家公務員の中途採用について、「令和2年度から令和4年度までの3年間、政府を挙げて集中的に取り組む」とし、各府省とともに国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を実施することとしている。

本県においては、これまでも民間企業等の職務経験者を対象とした採用試験の実施等に取り組んでおり、職員の採用を取り巻く諸情勢の変化を踏まえて、県外企業等に勤務する技術職（U I ターン）を対象とした採用試験や民間志向の新規

学卒者を対象とした採用試験を実施している。

また、国から県に対し中途採用の推進について要請があったことを受けて、就職氷河期世代を対象とした試験も本年度から新たに実施したところである。

なお、本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、受験生が安心して安全に受験できる環境を確保して採用試験を実施したところであり、引き続き十分な感染症対策を行いつつ、円滑な試験実施に取り組んでいく必要がある。

今後とも、求める人材像や公務の魅力について、インターネットの活用も進めながら広く具体的に発信するなど、人材確保活動に積極的に取り組み、引き続き優秀かつ多様な人材の確保に努める必要がある。

## 2 能力及び実績に基づく人事管理

国においては、人事評価制度は評価結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することにより職員の能力伸長を図るなど、能力・実績に基づく人事管理の基礎となる重要な仕組みであるとされており、あわせて、時代の変化も踏まえた新たな人事評価の在り方やそのための改善方策等について検討が行われている。

本県においては、能力及び実績に基づく新たな人事評価制度が平成28年度から各任命権者において実施され、評価者と職員との面談が行われており、全ての職員について、評価結果の成績上位区分の給与への反映が、勤勉手当については昨年12月期から実施され、昇給については令和3年1月期から実施されることとなっている。

今後とも、評価の公正性や納得性の確保及び人材育成の観点から、評価者研修の充実や適切な評価結果のフィードバックの実施等に努めるとともに、評価結果の人事管理への更なる活用については、国や他の都道府県の動向等も踏まえながら、適切に取り組む必要がある。

## 3 職員の勤務環境の整備

### (1) 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

#### ア 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランス等の観点から積極的に取り組むべき重要な課題であり、各任命権者においてはこれまでも様々な取組を進めてきたところである。

労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用される、いわゆる三六協定を締結する事業所と合わせ、昨年11月から、官公署の事業等に従事する職員に超過勤務を命ずる場合は、原則として月45時間の範囲内（限度時間）、臨時的に限度時間を超える場合であっても月100時間未満等（上限時間等）とさ

れている。

また、公務の運営上真にやむを得ない場合は、限度時間又は上限時間等を適用しないこととされており、昨年度は、月の超過勤務時間が限度時間又は上限時間等を超える所属があった。

各任命権者においては、引き続き業務執行態勢等の必要な見直しを行うほか、超過勤務等の縮減のための指針や関係通知等に基づく取組の推進に努めるとともに、特に、限度時間又は上限時間等を超えて超過勤務を命じた際の要因の整理、分析及び検証を確実にを行い、重点的に縮減方策を講じることが重要である。

また、管理監督職員においては、勤務時間管理におけるその役割を十分認識し、各職員の職務遂行能力や勤務実態の把握に努め、必要な業務指導や業務支援、業務配分の見直しなどの業務管理を適時・適切に行うとともに、パソコンの使用時間の確認等を行い、事前命令・事後確認の徹底を図ることにより、一層適正な勤務時間管理に取り組む必要がある。

さらに、職員一人ひとりにおいても、時間やコストに関する意識を高め、職務遂行能力の向上を図りながら、常に計画的・効率的な業務の遂行に努めることが重要である。

なお、人事院では、官民でテレワークによる働き方が広がっていることも念頭に、柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、勤務時間制度等の在り方について、現行制度の整理を含めて研究を行っていくこととしており、その動向を注視する必要がある。

## イ 学校における働き方改革

昨年3月に長時間勤務の削減方策として中長期的な取組等を定めた「学校における業務改善アクションプラン」に基づき、全県立学校へのタイムカードの導入による適正な勤務時間の管理、リフレッシュウィークや部活動休養日等の設定等、業務改善に向けた各般にわたる具体的な取組が実施されているところである。

本年3月に行われた同プランの実施状況に係るフォローアップ調査では、目標達成スケジュールに概ね沿った結果であったとしている。

また、本年4月から、教育職員の業務量の管理について、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が、原則として月45時間の範囲内、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合であっても月100時間未満等とするよう条例及びサービスを監督する教育委員会の規則等により定められたところである。

任命権者においては、引き続き、国の動向等を注視するとともに市町村教

育委員会と連携しながら、条例や同プラン等に基づき、適正な勤務時間の管理、ストレスチェック及び産業医等による面接指導の実施、年次有給休暇等の取得促進など実効性のある取組を推進する必要がある。

また、管理監督職員においては、各職員の勤務状況の適正な把握に努めるとともに、各学校における業務改善の取組をより一層進めていく必要がある。

## (2) 健康管理

職員の心身両面における健康の保持・増進は、健康管理という面はもとより、公務能率の向上という観点からも重要な課題であり、各任命権者においては、健康相談や産業医による面接指導など、長時間労働による健康障害防止を含め健康管理の取組を充実させるとともに、心の健康づくりにおいても、各種研修等の実施や相談体制の充実などに取り組んできたところである。

しかしながら、休職者のうち精神疾患を原因とする者の割合は依然として高い水準で推移しており、各任命権者においては、ストレスチェック制度の周知等に取り組むとともに、引き続き、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努める必要がある。その際、それぞれの過程における取組が円滑に推進されるためには、管理監督職員においては、メンタルヘルス対策において果たすべき役割の重要性を理解し、日頃のコミュニケーション等を通して、メンタルヘルス不調者への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに努めるとともに、ストレスチェックの結果を職場環境の改善に活用するなどの取組を進めていく必要がある。職員一人ひとりにおいても、正しい知識と理解を深め、セルフケアに取り組むことが重要である。

長時間労働による健康障害防止のための医師による面接指導については、引き続き、職員への周知を徹底し、制度の適正な運用を図る必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症への対応により、緊急的な業務や精神的に緊張を伴う業務等に従事する職員においては、心身の負担が過度となることのないよう、引き続き、職員の健康管理に努める必要がある。

## (3) ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の職員の人格や尊厳を侵害する行為は、組織の正常な業務運営の障害となり得るだけでなく、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心身に支障を及ぼす要因にもなり得るものである。

このため、各任命権者においては、指針等の策定や相談窓口の設置、通知や研修等を通じた意識啓発など、ハラスメントの発生防止や排除のための取組を

進めてきたところである。

また、本年6月から改正労働施策総合推進法等が施行され、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上の講ずべき措置等についての指針」等が適用されている。

各任命権者においては、関係法令等を踏まえ、職場におけるパワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するために、事業主として雇用管理上講ずべき措置等を適切に実施する必要がある。

あらゆるハラスメントは絶対に許されないものであるため、各任命権者においては、相談しやすい体制づくり、管理監督職員をはじめ職員に対するハラスメント発生防止等の取組についての周知・啓発など、関係法令等に基づく必要な措置を講じることにより、職員一人ひとりがこうした行為を見過ごさずに向き合うことができ、職員が安心して相談できる職場環境の確保に努める必要がある。

#### (4) 女性の登用の拡大、仕事と生活の両立支援

県行政への女性の参画については、男女共同参画社会実現のために積極的に取り組むべき課題である。

本県においては、これまでも女性職員の登用の拡大等に努めてきているが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「特定事業主行動計画」等を踏まえ、女性活躍の観点から、女性の採用・登用の拡大や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に積極的に取り組んでいく必要がある。

また、育児や介護と仕事の両立を支援していくことは我が国の重要な課題であり、公務の職場においても育児休業や介護休暇等に係る関係法令の改正が行われてきた。

このような中、人事院は引き続き仕事と家庭の両立支援制度が適切に活用されるようにするため、制度の更なる周知に取り組んでいくこととしている。

本県においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」等を踏まえ、男性が育児休業などを取得しやすい環境の整備をはじめとした取組がなされているが、今後とも、両立支援制度を一層活用できるよう、更なる周知や育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

年次有給休暇の取得についても同計画等に掲げた目標に向けて、引き続き積極的に取り組む必要がある。

また、社会や経済をめぐる情勢が変化する中で関心が高まってきている柔軟な働き方について、研究していく必要がある。

#### (5) 会計年度任用職員制度の運用

本年4月から導入された会計年度任用職員制度については、地方公務員法等の趣旨及び他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き、適正な運用を行う必要がある。

#### 4 公務員倫理の保持

県民本位の県政を推進していくためには、職員一人ひとりが、公務の内外を問わず、全体の奉仕者としての高い倫理観を持って行動し、県民の期待と信頼に応えていく必要がある。

このため、各任命権者においては、これまでも、通知や研修を通じて、服務規律の厳正確保、法令等の遵守及び綱紀の保持に努めるよう周知徹底を図ってきたところであるが、依然として職員による不祥事が発生している状況にあり、引き続き、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚に向けた取組を推進していく必要がある。

#### 5 障害者雇用に関する取組

国においては、公務部門における障害者雇用に関する基本方針等を踏まえ国家公務員における合理的配慮指針の策定、統一的な障害者選考試験の実施、厚生労働省と連携した各府省における合理的配慮事例の情報共有などの支援等を行っているところである。

本県においては、障害者を対象とする職員採用選考試験を実施し、障害者の雇用に取り組んでいるものの、一部の機関において法定雇用率が達成されていない状況である。

このような状況や「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨等を踏まえ、本年度の採用選考試験から、受験資格年齢の上限を30歳から39歳へ引き上げて実施したところである。

引き続き、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組とともに、障害者が働きやすい職場環境づくりを進めていく必要がある。

#### 6 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」では、現行の再任用の仕組みにより年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされ、平成28年度からの年金支給開始年齢の引上げに当たっても、引き続き、希望者を再任用することにより対応することとされた。

また、平成30年8月、人事院は、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用するため、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要であるとし、国家公務員法

その他の関係法律の改正を行うよう意見の申出を行った。これを受けて本年3月に国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、審議未了で廃案となった。本年7月には「経済財政運営と改革の基本方針2020」において「公務員の定年引上げに向けた取組を進める」ことが閣議決定されたところであり、本年10月に人事院は、定年を引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請したところである。

本県においては、定年制度や給与制度は国に準じており、引き続き雇用と年金の接続が円滑になされるよう、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら、本県の実情を踏まえ、適切に対応する必要がある。

## 第9 む す び

近年、行政需要は、複雑、高度化し、また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、職員にあっては、県民の期待と信頼に応えるべく、行政サービスを安定的に提供し、県民の安心・安全を確保するため、日々業務に精励しているところであるが、全体の奉仕者として高い使命感と倫理観を持ち、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

本委員会は、地方公務員法に定める情勢適応の原則を踏まえ、民間並びに国及び他の都道府県との均衡を図ることを基本として、毎年、報告及び勧告を行っているところであるが、本年においては、月例給について、公民較差が小さくほぼ均衡していることから、勧告は行わず、必要な報告を行うものである。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、報告・勧告制度が果たしている意義や役割に深い理解を示され、この報告に十分留意し適切に対応されるよう要請するものである。



# 参 考 资 料



# 資 料 目 次

<b>1 職員給与実態調査結果</b>	
令和2年職員給与実態調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数	2
第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員	3
第3表 職員の平均給与月額	4
第4表 職員の扶養親族数別人員	4
第5表 職員の住居手当の支給状況	5
第6表 職員の通勤手当の支給状況	5
第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	6
第8表 職員の地域手当の支給状況	6
第9表 職員の単身赴任手当の支給状況	7
第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員	8
第11表 職員の給料表別，学歴別，年齢別人員及び平均給料月額	28
第12表 再任用職員の給料表別，級別人員	38
第13表 年齢階層別人員構成比（令和2年と平成22年の比較）全職員	39
<b>2 職種別民間給与実態調査結果</b>	
令和2年職種別民間給与実態調査の概要	40
第14表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数	41
第15表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給	41
第16表 県内民間の企業規模別，職種別，学歴別給与額等	42
第17表 県内民間における初任給の改定状況	51
第18表 県内民間における家族手当の支給状況	51
<b>3 生計費関係</b>	
令和2年4月の標準生計費算定方法	52
第19表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費	53
（参考）費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）	53
<b>4 労働経済関係</b>	
第20表 労働経済指標	54
<b>5 人事院の報告の概要</b>	57

# 1 職員給与実態調査結果

## 令和2年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和2年4月における職員給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査の対象

令和2年4月1日に在職する職員で、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員である。

したがって、単純労務職員、企業職員、特別職の職員及び会計年度任用職員は含まれない。

なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外している。

ア 臨時的任用職員

イ 在籍専従休職中の職員

ウ 無給出向中の職員

エ 無給派遣中の職員

オ 育児短時間勤務職員

### (3) 調査の内容

令和2年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

### (4) その他

構成比については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	人 員	構 成 比	平 均 年 齢	平均経験年数
	人	%	歳	年
全 給 料 表	22,439	100.0	43.3	21.3
行 政 職 給 料 表	5,378	24.0	42.7	21.3
研 究 職 給 料 表	244	1.1	44.1	21.3
医 療 職 給 料 表 (一)	38	0.2	40.6	16.5
医 療 職 給 料 表 (二)	287	1.3	44.2	20.3
医 療 職 給 料 表 (三)	131	0.6	39.8	17.4
海 事 職 給 料 表	65	0.3	43.3	22.5
教 育 職 給 料 表 (一)	44	0.2	49.9	25.2
教 育 職 給 料 表 (二)	3,507	15.6	44.9	22.0
教 育 職 給 料 表 (三)	9,734	43.4	45.0	22.6
公 安 職 給 料 表	3,011	13.4	36.9	16.3

- (注) 1 「医療職給料表(二)」には、鹿児島県学校職員の給与に関する条例(昭和27年鹿児島県条例第29号)第3条第1項第2号の「医療職給料表」を含む。(以下、各表について同じ。)
- 2 「医療職給料表(三)」には、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号)第3条第1項第4号の「医療職給料表」を含む。(以下、各表について同じ。)
- 3 再任用職員は含まれていない。(以下、第12表を除き、第13表まで同じ。)
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の適用を受ける者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員

単位：人

区分 給料表	人員	学歴別人員構成				性別人員構成	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	(100.0)	(73.6)	(12.5)	(13.8)	(0.1)	(63.7)	(36.3)
	22,439	16,513	2,805	3,100	21	14,285	8,154
行政職給料表	(100.0)	(64.8)	(8.4)	(26.5)	(0.3)	(72.0)	(28.0)
	5,378	3,484	453	1,424	17	3,870	1,508
研究職給料表	(100.0)	(98.0)	(1.6)	(0.4)	(-)	(83.6)	(16.4)
	244	239	4	1	-	204	40
医療職給料表(一)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(81.6)	(18.4)
	38	38	-	-	-	31	7
医療職給料表(二)	(100.0)	(92.0)	(8.0)	(-)	(-)	(66.6)	(33.4)
	287	264	23	-	-	191	96
医療職給料表(三)	(100.0)	(87.8)	(12.2)	(-)	(-)	(1.5)	(98.5)
	131	115	16	-	-	2	129
海事職給料表	(100.0)	(15.4)	(24.6)	(53.8)	(6.2)	(100.0)	(-)
	65	10	16	35	4	65	-
教育職給料表(一)	(100.0)	(95.5)	(4.5)	(-)	(-)	(65.9)	(34.1)
	44	42	2	-	-	29	15
教育職給料表(二)	(100.0)	(91.6)	(6.7)	(1.7)	(-)	(61.9)	(38.1)
	3,507	3,213	234	60	-	2,170	1,337
教育職給料表(三)	(100.0)	(78.9)	(21.1)	(-)	(-)	(51.3)	(48.7)
	9,734	7,679	2,055	-	-	4,996	4,738
公安職給料表	(100.0)	(47.5)	(0.1)	(52.5)	(-)	(90.6)	(9.4)
	3,011	1,429	2	1,580	-	2,727	284

(注) 1 ( )内の数字は、構成比(%)である。

2 学歴区分は、給与決定上の学歴である。(以下、第11表について同じ。)

第3表 職員の平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員		全職員	
	令和2年4月	平成31年4月	令和2年4月	平成31年4月
給料	円 321,020	円 323,399	円 357,529	円 358,669
給料の特別調整額	6,841	6,771	5,605	5,599
扶養手当	10,946	11,438	11,798	12,101
住居手当	6,412	6,440	7,809	7,834
その他	9,570	9,120	13,607	12,838
合計 (平均給与月額)	354,789	357,168	396,348	397,041

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替え又は平成27年切替えに伴う経過措置額を含み、給料の特別調整額には管理職手当を含む。  
2 その他は、地域手当、初任給調整手当及び特地勤務手当等である。

第4表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち		
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	人 3,318	人 1,782	人 1,439	人 97
2人	3,583	1,736	3,541	59
3人	3,253	2,499	3,248	25
4人	1,165	1,100	1,165	21
5人	166	159	166	12
6人以上	25	25	25	2
計	11,510	7,301	9,584	216

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
2 平均扶養親族数は、全職員1人当たり1.2人、行政職給料表適用職員1人当たり1.1人である。  
3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、23,001円（平均扶養親族数は2.3人）である。

第5表 職員の住居手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	7,204 <sup>人</sup>	100.0 <sup>%</sup>
手当月額11,000円未満の受給者	40	0.6
手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者	5,605	77.8
手当月額28,000円の受給者	1,559	21.6
手当受給者1人当たり平均手当月額		24,159 <sup>円</sup>

区 分	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
配偶者の居住する借家・借間	93 <sup>人</sup>	12,686 <sup>円</sup>

第6表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	16,048 <sup>人</sup>	(100.0)% 71.5
交通機関等のみを利用する者	456	(2.8) 2.0
交通用具のみを使用する者	15,264	(95.1) 68.0
交通機関等と交通用具を併用する者	328	(2.1) 1.5
非 受 給 者	6,391	28.5
総 職 員	22,439	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額		12,672 <sup>円</sup>

第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分		第1	第2	第3	第4	第5	第6	受給者計
部局								
各 部 局 に お け る 代 表 的 な 職	知事部局	部長	次長	課長				
	教育部局			校長 特大規模校	校長 大規模校	校長 大規模校 教頭 事務長 課長	教頭 事務長 課長補佐級	
	公安部局		部長 大規模 警察署長	課長 警察署長 大規模 警察副署長				
受給者数	32人	98人	556人	72人	756人	717人	2,231人	

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 56,378
------------------	-------------

第8表 職員の地域手当の支給状況

地域手当	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	医師等	非支給地
人員	22,439人	32人	10人	1人	0人	5人	2人	1人	30人	22,358人
構成比	100.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	99.6%
平均手当月額	円 248	円 65,378	円 62,091	円 53,580	円 —	円 39,648	円 16,938	円 6,714	円 82,835	円 —

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満
受給者	人 579	人 271	人 95	人 5	人 230	人 100

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計
	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上	
受給者	人 79	人 15	人 4	人 0	人 1	人 1,379

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 44,419
------------------	-------------

第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		8	1						
2		2							
3		3							1
4		10	9						
5	19	113	47	1					
6		4	5						3
7	3	2	4						3
8	21	10	10						2
9	5	108	68				2		2
10		9	8						2
11	1	6	12						
12	15	16	7						
13	16	110	47	2					
14	2	4	5						
15	10	4	11						
16	30	10	9						1
17	4	80	60						3
18	2	4	4					1	
19	2	11	13	1				3	
20	14	11	15					5	
21	5	44	31	1				3	
22	2		6					3	
23	28	5	5	1				3	
24	13		14	1		1			
25	81	3	43					2	
26	41		5					5	
27	14	1	1	2				1	
28	71	1	6	5				5	
29	12	1	42				8		
30	40		7				2		
31	19		8	3			13	1	
32	62	2	14	7		1	15	2	
33	12		37	3			5		
34	2		8				2	1	
35	5		4	4			4		
36			4	6			2	2	
37	3	1	26	3	1				
38			13	3			1		
39	2		6	5		1	1		
40			13	6			2		
41	3		11	5		1	1		
42			19	3					
43			23	10			2		
44			5	8		2			
45	2		6	13		2		1	
46			17	19	1				
47			12	22	2				
48			34	20	1				
49			14	28	1				
50			17	41	4	48			
51			13	22	1	114			
52			21	24	4	31			
53	1		15	28		10			
54			10	36	4	13			
55			29	40	1	36			
56			22	36	3	10			
57	1		22	46	3	12			
58			12	55	6	12			
59			29	45	1	14			
60			14	29	1	8			
61			17	26	2	13			
62			13	33	1	8			
63			30	32	4	10			
64			23	22	3	1			
65			27	41	13	2			
66			18	16	1	8			
67			14	18	4	4			
68			23	29	12	3			
69			11	40		7			
70			13	33	2	6			
71			7	20	4	2			
72			14	21	6	2			
73			19	35	8	2			
74			16	16	12	3			
75			7	20	170	4			
76			7	14	6				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			6	12	24	3			
79			11	15	12				
80			4	12	50				
81			3	1	12				
82			4	9	5	3			
83			8	2	14				
84			5	2	30	2			
85			5	2	9	1			
86			4	3	9	23			
87			6		7				
88			5	1	27				
89			1		2				
90			4	17	5				
91			4	38	5				
92			4	20					
93			4	50	2				
94			2	556	5				
95			2						
96			3						
97			2						
98			5						
99			7						
100			2						
101			2						
102			6						
103			5						
104			6						
105			3						
106			3						
107			2						
108			2						
109			1						
110			7						
111									
112			1						
113			80						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	563	583	1,453	1,740	500	423	60	39	17

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給を示した。(以下、第10表の各表について同じ。)

適用職員数	5,378人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2		2	1		
3					
4		3			
5			2		
6					
7			1		
8		6			
9		2	6	1	
10					
11					
12		7			
13			2		
14					
15					
16		4			
17		1	3		
18					
19		1	1		
20		6			
21		4	4		
22					
23			2		
24		4			
25			3		
26					
27		1			
28		5			
29		1	3		1
30		1			
31					19
32					2
33			1		2
34					
35					2
36					
37				3	
38					
39		1			1
40				3	
41			3	1	
42				2	
43				2	
44				2	
45			1	1	
46				3	
47				5	
48				3	
49			1	3	
50				1	
51			2	3	
52				1	
53			2		
54				3	
55			1	1	
56			2	1	
57				3	
58					
59			2	1	
60			1	1	
61			2	1	
62				2	
63				1	
64				1	
65				2	
66				3	
67				3	
68				2	
69				1	
70				4	
71			1		
72				4	
73				52	
74					
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78					
79					
80					
81					
82			1		
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		49	48	120	27

適用職員数	244人
-------	------

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	2			
14				
15				
16	3			
17				
18				
19				
20	3	2		
21				
22				
23				
24	2	4	1	
25				
26				
27				
28	3	1		
29				
30				
31				
32	2			
33				
34				
35				
36	1			
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				1
44				
45				
46				
47				
48				1
49				
50				
51				
52				
53				1
54				2
55				1
56				2
57				1
58				1
59				1
60				2
61				
62				
63				
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	16	7	1	14

適用職員数	38人
-------	-----

医療職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4			4				
5		1		7			
6			1	1			
7							
8			3	1			
9			3	6			
10			1				
11			3	1			
12			6				
13				4			
14			1	1			
15							
16							
17		3		6			
18			1	2			
19				1			
20				2			
21				9			
22			1				
23				1		1	
24				4			
25				4			
26			1	1		1	
27							
28				1		1	13
29				1			1
30				1			
31				2			3
32				1			
33				4	1		1
34				2			
35				2	1		1
36				2			
37				5	2	2	
38					1	1	
39					2		
40				1			
41				3	1	2	1
42					1	1	
43				1	2		
44				3	4	2	
45				1	5		
46					1	2	
47					2	2	
48						3	
49					3	2	
50					2		
51					4		
52					1	5	
53					4	2	
54				1	1		
55					3	2	
56						2	
57		1		1	1	2	
58					1	3	
59					1	3	
60				1	1	1	
61				2	1	2	
62					1	1	
63				1	1	1	
64				2		3	
65						19	
66							
67				1			
68				1			
69				2			
70				1	1		
71					3		
72					1		
73							
74				1			
75				1	1		
76				1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人	人	人	人
78							
79					1		
80							
81							
82							
83							
84				1			
85					15		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105				1			
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		5	26	99	70	67	20

適用職員数	287人
-------	------

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1				1		
2			3	1		
3				1		
4						
5			1	2		
6			3	1		
7						
8						
9		1	2	4		
10			3			
11		6				
12						
13				2		
14		6	1			
15		1				
16					1	
17		1			2	
18		5			1	
19		2			1	
20						
21		1			2	
22		1				
23		1				
24		2				
25					3	
26						
27		1				
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34					1	
35		1				
36						
37						
38					1	
39						
40						
41						
42						
43					1	
44						
45					1	8
46						
47						
48					1	
49						1
50						
51						1
52						
53						1
54						
55					1	1
56					1	
57						
58						1
59					1	
60						
61					1	1
62						
63					1	
64						1
65					1	
66						
67						
68					1	
69						1
70						
71						
72						1
73						
74						
75						1
76						
77						1
78						
79						
80						
81						
82						1
83						
84						
85						1
86						
87						3
88						1

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
89	人					
90		人				
91			人			
92					人	
93					1	
94					1	
95					22	
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108					1	
109						
110					1	
111						
112						
113					4	
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		29	13	39	41	9

適用職員数	1 3 1 人
-------	---------

海事職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8			1			
9						
10						
11				2		
12						
13						
14				1		
15						
16			2			
17			1	1		
18						
19		1				
20			1			
21						
22						
23						
24						
25	1					
26			1			
27						
28						
29						
30		1				
31						
32						
33					1	
34		1	1	1		
35		2				
36					1	
37						
38						1
39						
40				1		1
41						1
42						
43						
44						2
45					1	
46						
47					1	
48						
49						
50						1
51						
52						1
53					2	
54					1	
55					1	
56						
57					1	
58					2	
59					1	1
60						
61					2	
62					1	
63					1	
64						
65						
66					1	
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76					1	1

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78						
79						
80						
81					1	
82				1	1	
83				2		
84				1		
85						
86				3	1	
87				1		
88					1	
89					4	
90						
91						
92						
93				1		
94						
95				1		
96						
97						
98						
99						
100						
101				1		
計	1	5	7	35	17	

適用職員数	65人
-------	-----

教育職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5	1			
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14		1		
15				
16				
17				
18				
19				
20			1	1
21				
22				1
23				
24		1		
25				
26				
27				
28				1
29				
30				4
31			1	
32				
33				
34				
35				1
36			1	1
37			1	
38				
39				
40			2	1
41				
42			2	
43				
44			1	
45				1
46				
47				
48	1			1
49				
50			1	
51				
52				1
53				
54	1			
55				
56	1			1
57		1		
58			1	
59				
60				1
61				
62				
63				1
64				
65				
66				
67			1	
68				
69				
70				
71				1
72				
73				1
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78			1	
79				
80				
81				
82				
83				
84	2			
85				
86				
87				
88				
89			2	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129	1			
特2				1
計	7	3	15	19

適用職員数	44人
-------	-----

教育職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1		8		
2				
3				
4		10		
5		8		
6		1		
7				
8		9		
9		9		
10		5		
11				
12		8		
13		8		
14		5		
15		3		
16		14		
17		6		
18		5		
19		3		
20		24		
21		14		
22	1	11		
23		4		
24		18		
25		9		
26		10		1
27		5		1
28		22		3
29	1	8		2
30		11		3
31		3		27
32	2	25		2
33		10		
34		8		1
35		13		9
36	1	21		1
37	1	7		27
38		11		
39	2	4		
40	1	30		
41		9		
42		14		
43		5		
44		24		
45		6		
46		18		
47	1	11		
48	1	34		
49		14		
50	1	11		
51	1	15		
52		33		
53		15		
54		21		
55		17	1	
56	3	37		
57	2	8		2
58		18		1
59		14		10
60		51		2
61	1	20		1
62		20		2
63		15		7
64	3	38		1
65		17		3
66	2	26		5
67	2	15		6
68	1	38		1
69	4	14		3
70		31		5
71	1	16		3
72	2	42		2
73		14		4
74	2	25		4
75	1	16		2
76		42		1

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77	1	17	35	
78		49		
79		21		
80	2	30		
81	1	25		
82	2	21		
83		37		
84	2	27		
85	1	33		
86	1	22		
87	1	29		
88		12		
89		40		
90		28		
91		31		
92	1	14		
93	1	36		
94		31		
95		19		
96		38		
97		17		
98		41		
99		17		
100	1	10		
101		35		
102	1	31		
103	1	43		
104		28		
105		41		
106		32		
107		55		
108		8		
109		26		
110		31		
111	1	44		
112		9		
113	1	35		
114	1	35		
115		19		
116	1	6		
117		26		
118		16		
119		34		
120	2	10		
121		33		
122		26		
123		22		
124	2	23		
125	2	18		
126	1	18		
127		35		
128	3	11		
129		23		
130	1	25		
131	1	47		
132		10		
133		37		
134		51		
135	2	57		
136		46		
137	2	49		
138		64		
139	3	61		
140	1	12		
141	1	63		
142		34		
143	3	43		
144		6		
145	2	66		
146	2			
147	1			
148				
149	2			
150	1			
151				
152	1			
153	16			
計	106	3,223	101	77

適用職員数	3,507人
-------	--------

教育職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4		4		
5				
6		1		
7		3		
8				
9				
10				
11		5		
12				
13		94		
14		2		
15		4		
16		60		
17		35		
18		14		
19		9		
20		51		2
21		30		1
22		26		9
23		13		195
24		59		9
25		37		8
26		16	1	5
27		14		85
28		64		10
29		31		11
30		27		15
31		18	1	62
32		67		18
33		31	1	10
34		26		8
35		20		24
36		59	3	6
37		27	2	194
38		37	5	
39		15	1	
40		71	5	
41		24	1	
42		33	9	
43		19	4	
44		72	5	
45		20	2	
46		27	3	
47		18	2	
48		77	6	
49		21	9	
50		38	3	
51		27	2	
52		88		
53		27	5	
54		48	4	
55		15	11	
56		57	4	
57		30	7	
58		56	4	
59		27	10	
60		74		
61		27	5	
62		48	9	
63		27	11	
64		74	5	
65		25	21	
66		36	10	
67		20	7	
68		73	5	
69		27	14	
70		56	13	
71		29	12	
72		41	11	
73		36	12	
74		43	42	
75		38	19	
76		44	10	
77		23	6	
78		71	32	
79		20	10	
80		57	10	
81		18	9	
82		79	32	
83		33	10	
84		76	11	

号給	職務の級			
	1	2	3	4
85	人	人	人	人
86		37	6	
87		76	23	
88		21	13	
89		70	8	
90		34	8	
91		69	14	
92		34	10	
93		67	9	
94		45	174	
95		62		
96		60		
97		55		
98		75		
99		69		
100		41		
101		21		
102		79		
103		44		
104		73		
105		59		
106		104		
107		57		
108		90		
109		26		
110		52		
111		98		
112		35		
113		19		
114		114		
115		44		
116		84		
117		26		
118		53		
119		86		
120		53		
121		28		
122		113		
123		55		
124		92		
125		18		
126		41		
127		50		
128		51		
129		25		
130		61		
131		57		
132		80		
133		69		
134		67		
135		63		
136		70		
137		29		
138		71		
139		75		
140		79		
141		33		
142		94		
143		73		
144		125		
145		86		
146		107		
147		111		
148		123		
149		53		
150		137		
151		182		
152		171		
153		98		
154		276		
155		164		
156		164		
157		68		
		281		
計		8,361	701	672

適用職員数	9,734人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人								
2									
3	51								
4									
5									
6	36								
7	4								
8									
9	1								
10	2								
11	4								
12	37								
13									
14	3								
15									
16	36								
17									
18	6	3							
19	31	2							
20	53	67							
21		1							
22	47	13							
23	1								
24	47	55							
25		1			1		1		
26	11	20							
27	1	11							
28	10	45		3					
29		5							
30	4	15		7					4
31	1	4		2			3		2
32	5	44	9	6			2		3
33	1	6		2		1			1
34	2	33	20	7		1	1		1
35		1					1		
36	5	58	18	5	2				
37		1		2					
38	3	48	17	16	1				
39		2	1	1	3				
40	2	47	26	9	1				
41		1		3	1				
42	1	35	36	13					
43		2		1					
44		40	27	10		2			
45		1	2	3	1			5	
46		18	19	12	1	2			
47		1	1	5		4		6	
48		23	43	8	1	3		1	
49		1	2	5	1				
50		25	36	8	2	2		3	
51		1	2	5		3			
52		24	32	12	1	1	1		
53		1	6	4	2	2	4	1	
54		22	34	9					
55		2	2	5		1	25		
56		17	34	7	8	2	3		
57		1	2	10	10	2	3		
58		14	24	5			2		
59			4	6	5	3	8		
60			34	10	6	2	1		
61			3	8	7	2	2		
62			16	16	2	2	3		
63			3	5	3		5		
64			18	11	5	2	1		
65			7	9	8	4	7		
66			23	11	2	3	1		
67			6	9	8	2	5		
68			17	10	6	2	2		
69			8	16	9	2	4		
70		1	9	8	6	1	1		
71			8	8	2	2	1		
72			10	9	3	2	3		
73			4	8	8	4	1		
74			5	11	5	5	1		
75			5	10	10	4	2		
76			10	9	4	3	3		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			3	7	8	1			
79			7	7	6	3			
80			4	3	4	1	2		
81			7	7	2	2			
82			5	5	8	1	5		
83			8	6	1	2			
84			10	13	3	14			
85				3	1	3			
86				3	9	5	3		
87			4	5	7	1			
88			2	2	4	7			
89			1	2	5				
90			1	3	6	3			
91			3	2	2	2			
92				3	9	2			
93		1	1	1	127	34			
94									
95				3					
96				2					
97			2	2					
98				2					
99			2						
100				2					
101			1						
102				3					
103				4					
104				3					
105				2					
106				2					
107				3					
108			1	1					
109				3					
110				1					
111			1	2					
112				2					
113									
114				3					
115				3					
116			1	4					
117				4					
118				2					
119			1	4					
120			1	6					
121			1	9					
122				9					
123				5					
124				8					
125				81					
126									
127									
128									
129			1						
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139			1						
140									
141									
142									
143									
144									
145		1							
計	405	714	652	608	347	158	100	16	11

適用職員数 3,011人

第11表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員及び平均給料月額

行政職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					19	151,000			19	151,000
19					25	154,248			25	154,248
20			7	160,500	21	159,224			28	159,543
21			13	164,315	24	163,879			37	164,032
22	80	181,595	12	167,958	20	168,865			112	177,861
23	90	185,360	8	177,713	11	173,673			109	183,619
24	115	191,200	5	190,900	21	186,548			141	190,496
25	100	199,083	13	194,977	19	191,511			132	197,589
26	92	205,573	8	202,850	14	201,336			114	204,861
27	121	211,420	9	211,078	17	213,582			147	211,649
28	88	217,224	9	212,900	11	216,682			108	216,808
29	73	225,752	6	226,667	17	220,518			96	224,882
30	81	232,951	5	237,300	21	233,100			107	233,183
31	88	240,434	4	241,475	17	245,888			109	241,323
32	75	248,996	3	239,500	6	249,017			84	248,658
33	50	253,266	3	254,567	8	260,538			61	254,284
34	47	259,738	5	252,160	28	268,729			80	262,411
35	44	269,630	3	270,367	29	272,648			76	270,811
36	48	278,913	7	267,786	19	277,779			74	277,569
37	34	280,976	1	289,800	33	287,312			68	284,181
38	47	292,653	4	295,750	30	304,653	1	301,400	82	297,301
39	56	306,521	3	303,600	18	306,156	1	309,000	78	306,356
40	61	310,152	5	309,800	29	313,752			95	311,233
41	61	324,504	6	316,333	38	322,629	1	318,400	106	323,312
42	66	332,884	13	324,538	47	327,040			126	329,843
43	65	338,743	20	331,710	36	329,853			121	334,935
44	78	347,864	12	335,067	53	334,719	1	329,100	144	341,829
45	117	353,965	18	349,517	62	344,903	1	296,600	198	350,433
46	114	362,650	23	351,374	44	352,448	1	323,800	182	358,545
47	98	368,740	29	360,508	51	354,316	1	331,800	179	363,090
48	140	370,027	22	361,218	48	360,231	2	334,550	212	366,561
49	120	374,278	32	369,944	65	361,591			217	369,839
50	129	379,174	9	371,111	39	369,226			177	376,572
51	147	385,000	21	382,362	50	371,994	2	340,900	220	381,391
52	131	388,797	25	379,502	59	372,885	1	345,500	216	383,174
53	121	390,145	14	385,486	53	379,615	1	347,300	189	386,620
54	140	392,289	16	384,360	62	380,866			218	388,458
55	113	397,017	16	389,482	55	383,594			184	392,350
56	126	399,157	15	389,687	52	383,793	1	345,500	194	394,030
57	114	400,919	8	389,284	56	388,596	1	349,500	179	396,257
58	96	402,041	11	390,373	42	388,300	2	344,950	151	396,612
59	117	410,750	10	393,290	55	389,885			182	403,485
60以上	1	451,500							1	451,500
合 計	3,484	319,884	453	321,644	1,424	321,857	17	331,688	5,378	320,592

(注) 平均給料月額は、平成18年切替え又は平成27年切替えに伴う経過措置額を含んだ額である。(以下、第11表の各表について同じ。)

研究職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	1	196,100							1	196,100
23	2	203,600							2	203,600
24	4	211,100							4	211,100
25	6	214,700	1	222,100					7	215,757
26	5	228,080							5	228,080
27	8	230,900							8	230,900
28	10	242,840							10	242,840
29	6	253,033							6	253,033
30	4	285,575							4	285,575
31	5	270,840							5	270,840
32	4	300,200							4	300,200
33	5	318,760							5	318,760
34	6	322,533							6	322,533
35	5	325,540							5	325,540
36	1	336,100							1	336,100
37	2	346,650							2	346,650
38	3	318,333							3	318,333
39	2	365,700							2	365,700
40	2	359,800							2	359,800
41	1	369,000							1	369,000
42	2	386,300							2	386,300
43	7	383,829							7	383,829
44	7	397,114	1	378,900					8	394,838
45	10	401,210							10	401,210
46	7	405,914							7	405,914
47	13	416,069							13	416,069
48	6	418,500							6	418,500
49	8	430,025							8	430,025
50	6	435,617							6	435,617
51	12	435,108							12	435,108
52	13	440,946							13	440,946
53	11	440,364							11	440,364
54	11	442,945	1	430,000					12	441,867
55	5	440,500							5	440,500
56	12	447,225							12	447,225
57	11	459,545							11	459,545
58	10	461,510							10	461,510
59	6	467,400	1	467,400	1	472,200			8	468,000
60以上										
合 計	239	377,024	4	374,600	1	472,200			244	377,374

医療職（一）給料表

年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	職員数	平均給料額 円								
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24	1	291,100							1	291,100
25	2	297,000							2	297,000
26	3	307,733							3	307,733
27	3	326,800							3	326,800
28	1	343,000							1	343,000
29										
30	1	343,000							1	343,000
31	3	340,533							3	340,533
32	2	372,750							2	372,750
33	2	398,050							2	398,050
34	4	405,100							4	405,100
35	1	352,300							1	352,300
36	1	456,200							1	456,200
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49	1	558,100							1	558,100
50										
51										
52										
53										
54	1	567,100							1	567,100
55	1	568,000							1	568,000
56	1	563,500							1	563,500
57	1	568,700							1	568,700
58	1	562,600							1	562,600
59	2	569,250							2	569,250
60以上	6	563,433							6	563,433
合計	38	430,892							38	430,892

医療職（二）給料表

年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
項目	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	1	193,700							1	193,700
24	2	214,100							2	214,100
25	2	221,550							2	221,550
26	2	232,100							2	232,100
27	5	236,440							5	236,440
28	5	241,460	1	236,300					6	240,600
29	6	249,850							6	249,850
30	8	254,213							8	254,213
31	7	257,357							7	257,357
32	8	259,675	1	230,400					9	256,422
33	5	273,820							5	273,820
34	15	269,600							15	269,600
35	11	279,200							11	279,200
36	5	284,920							5	284,920
37	6	296,517							6	296,517
38	7	308,271	1	314,100					8	309,000
39	3	305,867							3	305,867
40	3	310,667							3	310,667
41	4	326,775							4	326,775
42	5	355,080							5	355,080
43	9	360,411	1	333,700					10	357,740
44	7	340,386	1	336,100					8	339,850
45	9	372,900	1	342,200					10	369,830
46	10	354,950	1	359,600					11	355,373
47	8	378,925							8	378,925
48	11	366,136							11	366,136
49	9	386,478	1	367,100					10	384,540
50	10	392,920	1	386,000					11	392,291
51	7	368,143	1	388,500					8	370,688
52	8	389,575							8	389,575
53	12	393,467							12	393,467
54	12	390,483	2	388,500					14	390,200
55	7	406,657							7	406,657
56	16	403,438	3	397,367					19	402,479
57	6	407,633	1	388,500					7	404,900
58	8	425,925	3	397,500					11	418,173
59	5	417,120	4	385,521					9	403,076
60以上										
合計	264	338,819	23	364,617					287	340,886

医療職（三）給料表

年齢	学歴 項目	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
		職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18											
19											
20											
21											
22		5	213,200							5	213,200
23		6	216,067							6	216,067
24		6	220,517							6	220,517
25		3	222,933	3	225,167					6	224,050
26		2	235,650	2	232,000					4	233,825
27		4	247,425							4	247,425
28		4	247,425	1	247,700					5	247,480
29		4	262,900	1	263,400					5	263,000
30		5	267,560	2	238,100					7	259,143
31		2	272,950							2	272,950
32		1	275,100							1	275,100
33		3	268,067							3	268,067
34		1	280,100	1	285,200					2	282,650
35		3	286,733	1	282,400					4	285,650
36		3	276,100							3	276,100
37											
38		3	311,067							3	311,067
39											
40				1	324,500					1	324,500
41		2	334,450	1	320,200					3	329,700
42		2	340,800							2	340,800
43		3	357,033							3	357,033
44		4	356,625							4	356,625
45											
46		4	375,050							4	375,050
47											
48		1	384,400							1	384,400
49		2	387,750							2	387,750
50		3	389,567	1	375,300					4	386,000
51		7	387,743							7	387,743
52		3	388,133							3	388,133
53		3	393,700							3	393,700
54		3	393,700							3	393,700
55		3	388,133							3	388,133
56		6	396,283							6	396,283
57		5	408,500	2	385,350					7	401,886
58		6	402,650							6	402,650
59		3	405,633							3	405,633
60以上											
合 計		115	320,491	16	280,319					131	315,585

海 事 職 給 料 表

年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	項目 職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20			1	185,800					1	185,800
21										
22					1	220,200			1	220,200
23										
24					1	243,700			1	243,700
25										
26	2	258,800							2	258,800
27			1	260,400					1	260,400
28			2	243,400					2	243,400
29										
30					1	298,500			1	298,500
31										
32			1	266,100					1	266,100
33					3	257,400			3	257,400
34	1	285,600	1	291,300					2	288,450
35										
36			1	339,600	1	330,100			2	334,850
37					1	275,300			1	275,300
38					2	348,100			2	348,100
39			1	358,500					1	358,500
40					1	363,000			1	363,000
41					2	367,350			2	367,350
42			1	366,500	1	305,400			2	335,950
43	2	366,600			1	331,600			3	354,933
44							1	334,200	1	334,200
45					1	397,500			1	397,500
46	1	376,700	1	376,200	2	377,600	1	357,100	5	373,040
47	1	375,600	1	376,200	2	375,250			4	375,575
48	1	404,900							1	404,900
49	1	400,500	2	391,350					3	394,400
50			1	414,500					1	414,500
51	1	433,700			3	393,600			4	403,625
52					4	407,875			4	407,875
53			1	417,300	2	395,950			3	403,067
54					1	412,700	1	361,800	2	387,250
55					1	433,700			1	433,700
56					1	357,100			1	357,100
57					3	411,300	1	384,400	4	404,575
58			1	433,700					1	433,700
59										
60以上										
合 計	10	352,780	16	334,725	35	357,591	4	359,375	65	351,332

教育職（一）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25			1	225,800					1	225,800
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33	2	315,050							2	315,050
34										
35										
36										
37	1	332,800							1	332,800
38	3	368,333							3	368,333
39	1	326,200							1	326,200
40	1	403,800							1	403,800
41	1	409,500							1	409,500
42	1	352,800							1	352,800
43	1	415,200							1	415,200
44	3	405,667							3	405,667
45	1	471,900							1	471,900
46	2	436,850							2	436,850
47	1	412,100							1	412,100
48	1	454,300							1	454,300
49										
50	1	450,300							1	450,300
51	3	471,833							3	471,833
52	1	471,900							1	471,900
53			1	352,800					1	352,800
54	2	520,700							2	520,700
55										
56	2	500,900							2	500,900
57										
58	3	437,967							3	437,967
59										
60以上	11	507,836							11	507,836
合 計	42	444,890	2	289,300					44	437,818

教育職（二）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	7	204,600							7	204,600
23	17	209,941			1	202,500			18	209,528
24	17	216,876							17	216,876
25	19	221,079	2	222,050					21	221,171
26	26	230,008	2	227,300					28	229,814
27	34	239,450							34	239,450
28	41	247,880	4	238,625					45	247,058
29	43	257,365	3	240,367	1	213,700			47	255,351
30	46	267,476	4	251,300	2	237,300			52	265,071
31	58	275,979							58	275,979
32	47	285,040	1	252,000					48	284,352
33	37	291,189	1	256,000					38	290,263
34	62	299,363	1	269,000	1	289,400			64	298,733
35	75	309,175	2	302,000					77	308,988
36	76	316,536	6	288,617					82	314,493
37	93	326,991	5	319,200	1	254,700			99	325,868
38	92	333,850	4	291,650	1	289,300			97	331,651
39	96	341,400	2	308,700	4	316,975			102	339,801
40	80	348,396	4	325,750	2	298,350			86	346,179
41	122	358,638	3	341,633	2	303,250			127	357,364
42	122	367,538	4	350,500	2	297,000			128	365,903
43	121	374,611	7	371,771					128	374,455
44	131	382,101	12	369,133	2	348,200			145	380,560
45	122	387,592	4	369,250	2	365,750			128	386,677
46	159	392,992	10	377,430	1	319,700			170	391,646
47	171	398,481	15	389,840	2	355,500			188	397,335
48	173	401,978	12	399,008	6	381,300			191	401,142
49	115	409,220	17	398,794	1	345,900			133	407,411
50	118	410,562	14	395,336	1	439,500			133	409,177
51	115	414,777	6	384,717					121	413,286
52	121	416,231	17	397,635	3	324,400			141	412,035
53	87	419,987	8	365,100	7	400,671			102	414,357
54	114	419,607	11	396,909	3	409,700			128	417,424
55	102	420,987	13	385,100	4	392,375			119	416,105
56	112	423,103	8	399,300	2	390,950			122	421,015
57	91	428,884	13	367,223	4	388,275			108	419,957
58	91	432,525	11	393,782					102	428,347
59	60	433,067	8	385,113	5	407,280			73	426,045
60以上										
合 計	3,213	371,109	234	366,570	60	354,483			3,507	370,522

教育職（三）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20			3	180,500					3	180,500
21			4	186,400					4	186,400
22	73	204,600	5	197,100					78	204,119
23	101	209,054	4	204,900					105	208,896
24	102	215,945	4	210,450					106	215,738
25	122	222,215	5	218,340					127	222,062
26	113	230,142	3	223,667					116	229,975
27	123	238,025	3	225,667					126	237,731
28	117	248,190	7	237,871					124	247,607
29	118	257,781	6	249,350					124	257,373
30	131	265,989	11	252,418					142	264,938
31	131	274,286	5	268,320					136	274,067
32	166	283,019	5	270,040					171	282,639
33	122	291,209	7	281,286					129	290,671
34	151	298,466	22	292,350					173	297,688
35	147	308,512	15	303,727					162	308,069
36	171	315,601	18	310,606					189	315,125
37	149	325,632	9	316,333					158	325,102
38	164	335,608	20	327,800					184	334,759
39	176	344,161	15	336,887					191	343,590
40	187	350,366	24	346,996					211	349,982
41	180	358,633	26	354,050					206	358,054
42	247	365,634	35	358,386					282	364,735
43	237	371,040	49	366,549					286	370,271
44	292	377,615	65	373,798					357	376,920
45	322	383,182	78	379,945					400	382,551
46	326	389,929	87	387,023					413	389,317
47	333	394,433	114	393,770					447	394,264
48	328	398,770	147	397,963					475	398,520
49	291	404,869	131	400,366					422	403,471
50	295	405,546	118	402,873					413	404,782
51	280	408,898	174	404,271					454	407,125
52	287	412,296	144	404,895					431	409,823
53	233	415,054	97	408,622					330	413,163
54	258	416,311	136	410,923					394	414,451
55	250	417,931	115	408,066					365	414,823
56	258	419,065	95	408,383					353	416,190
57	241	421,147	107	411,393					348	418,148
58	249	426,559	83	410,770					332	422,612
59	208	428,730	59	411,129					267	424,841
60以上										
合 計	7,679	361,614	2,055	388,948					9,734	367,385

公安職給料表

学歴 項目 年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					39	173,900			39	173,900
19					42	177,633			42	177,633
20					39	186,649			39	186,649
21					50	195,234			50	195,234
22	23	204,400			41	205,346			64	205,006
23	46	209,643			61	212,246			107	211,127
24	49	222,188			45	221,787			94	221,996
25	32	230,706			47	229,051			79	229,722
26	50	236,540			36	235,511			86	236,109
27	44	243,816			44	243,936			88	243,876
28	47	250,143			48	251,948			95	251,055
29	50	252,790			41	254,215			91	253,432
30	50	259,546			35	260,980			85	260,136
31	50	266,994			59	264,981			109	265,905
32	62	270,884			55	273,784			117	272,247
33	72	281,740			38	281,834			110	281,773
34	51	290,243			64	287,613			115	288,779
35	59	294,227			48	298,394			107	296,096
36	56	300,688			48	309,760			104	304,875
37	42	311,952			43	310,572			85	311,254
38	47	316,309			45	326,187			92	321,140
39	46	332,252			29	333,138			75	332,595
40	53	345,589			32	335,491			85	341,787
41	41	347,439			33	348,333			74	347,838
42	47	363,317			32	359,716			79	361,858
43	23	374,096			35	363,623			58	367,776
44	39	383,441			26	378,192			65	381,342
45	28	393,946			41	383,866			69	387,957
46	15	408,473			40	395,115			55	398,758
47	15	407,440			36	403,617			51	404,741
48	17	405,741	1	390,300	22	399,391			40	401,863
49	17	411,153			31	408,745			48	409,598
50	16	413,375			24	415,171			40	414,453
51	23	420,217	1	425,700	16	420,481			40	420,460
52	24	410,183			28	414,732			52	412,633
53	22	412,359			24	418,792			46	415,715
54	38	417,221			25	421,920			63	419,086
55	20	419,360			13	427,823			33	422,694
56	27	422,296			25	419,092			52	420,756
57	25	411,704			22	423,159			47	417,066
58	32	413,113			42	415,990			74	414,746
59	31	419,410			36	416,631			67	417,916
60以上										
合計	1,429	316,956	2	408,000	1,580	304,751			3,011	310,612

第12表 再任用職員の給料表別，級別人員

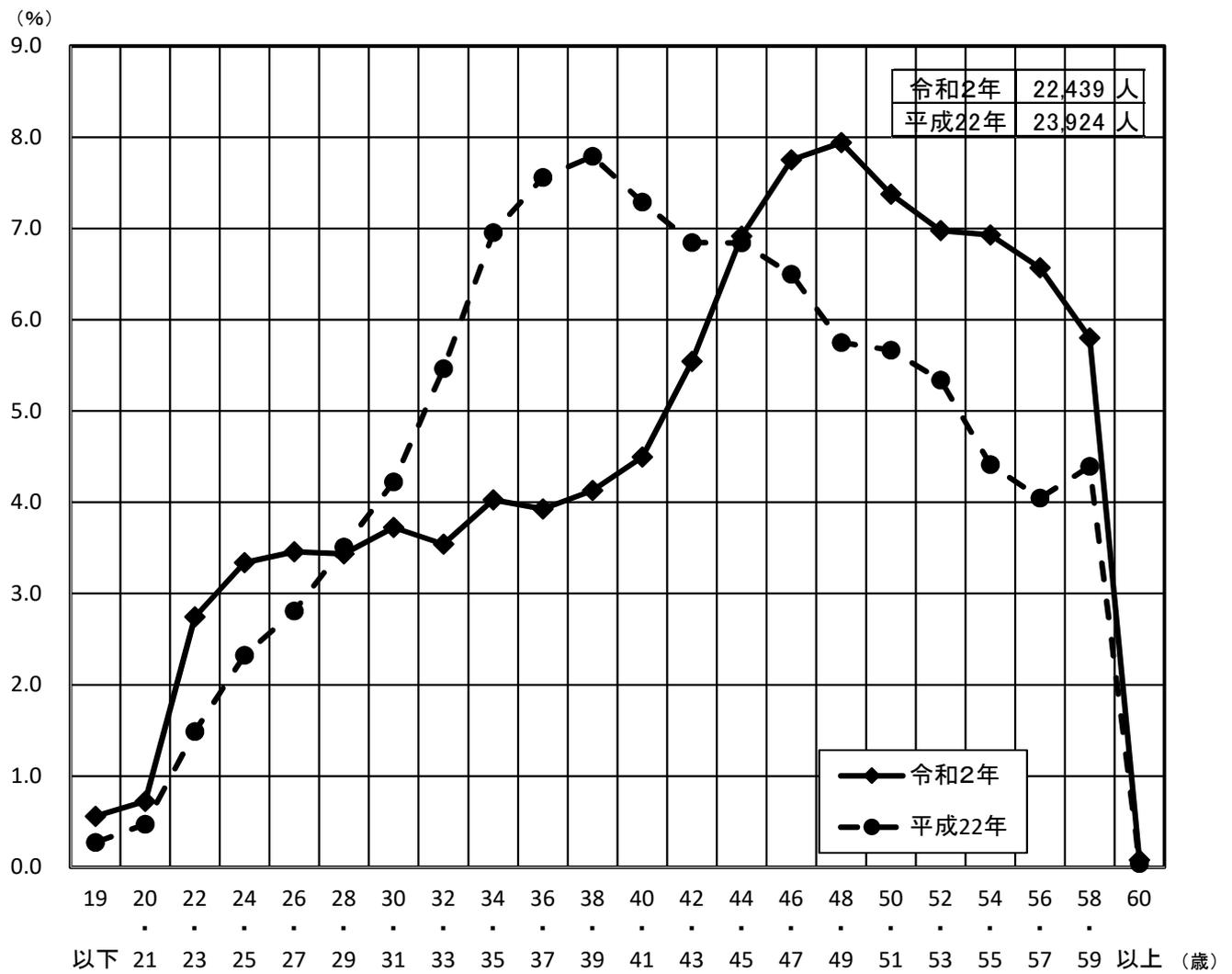
1 フルタイム勤務職員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	384	人	人	人	367	15	2	人	人	人	人
研究職給料表	7				7						
医療職給料表（二）	5					5					
医療職給料表（三）	4					4					
海事職給料表	4					3	1				
教育職給料表（二）	146	16	130								
教育職給料表（三）	433		433								
公安職給料表	39			6	24	4	4	1			
給料表計	1,022										
60歳	(323)										
61歳	(257)										
62歳	(192)										
63歳	(151)										
64歳	(99)										

2 短時間勤務職員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	41	人	人	人	41	人	人	人	人	人	人
研究職給料表	1				1						
医療職給料表（二）	1					1					
教育職給料表（三）	35		35								
給料表計	78										
60歳	(11)										
61歳	(22)										
62歳	(10)										
63歳	(19)										
64歳	(16)										

第13表 年齢階層別人員構成比（令和2年と平成22年の比較）全職員



## 2 職種別民間給与実態調査結果

### 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

#### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

#### (2) 調査の内容等

##### ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、②、③及び④に関する調査である。

##### イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

#### (3) 調査機関

本人事委員会及び人事院等

#### (4) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 474事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

##### イ 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

#### (5) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

母集団事業所を組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から122事業所を無作為に抽出し調査を行った。

上記(2)ア③及び④に関する調査における調査完了事業所数は、第14表のとおりである。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

#### (6) 調査実人員

調査実人員は、3,630人（うち初任給関係職種250人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は3,348人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は14,187人であり、うち、行政職に相当するものは13,190人である。

#### (7) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 県内民間の産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 111	事業所 10	事業所 11	事業所 13	事業所 53	事業所 24
農 業 , 林 業 , 漁 業	1	0	0	0	1	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	16	2	0	1	6	7
製 造 業	36	3	6	4	12	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	24	2	2	3	14	3
卸 売 業 , 小 売 業	13	1	2	3	6	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	5	2	0	0	2	1
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	16	0	1	2	12	1

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1事業所、調査不能の事業所が10事業所あった。  
 2 調査対象事業所122事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1事業所を除いた121事業所に占める調査完了事業所111事業所の割合（調査完了率）は、91.7%である。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、  
 「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 県内民間の職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	190,916	206,753	186,824	175,140
	短 大 卒	163,829	174,929	161,510	x
	高 校 卒	156,591	158,308	156,375	x
新 卒 技 術 者	大 学 卒	218,517	229,795	189,522	x
	短 大 卒	181,467	185,386	173,508	-
	高 校 卒	158,552	166,152	154,676	154,438
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	200,192	221,384	187,184	161,760
	短 大 卒	168,902	181,216	163,296	x
	高 校 卒	157,609	162,341	155,544	151,606

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。  
 2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第16表 県内民間の企業規模別，職種別，学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		(A)－(B)	備考	対応級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	6	51.6	631,994	9,858	622,136	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上， 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	3	53.8	722,868	0	722,868		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	49.5	548,793	18,884	529,909		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	2	56.4	840,311	0	840,311		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	56.4	840,311	0	840,311		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	111	54.0	488,628	2,156	486,472	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	55	54.5	531,352	169	531,183		
	短大卒	8	53.7	432,207	0	432,207		
	高校卒	48	53.4	446,852	4,949	441,903		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	62	51.4	607,479	1,854	605,625	前記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上
	大学卒	40	50.9	615,344	1,333	614,011		
	短大卒	4	49.4	564,977	7,682	557,295		
	高校卒	18	53.0	600,713	1,604	599,109		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	41	52.8	450,720	7,786	442,934	前記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	24	54.4	441,885	11,496	430,389			
短大卒	5	48.5	422,220	0	422,220			
高校卒	12	50.9	481,219	2,816	478,403			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	18	52.9	630,498	15,911	614,587	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	8	52.0	667,078	35,486	631,592			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	9	54.2	599,412	0	599,412			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	223	49.2	434,299	2,424	431,875	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	133	48.8	448,126	1,853	446,273			
短大卒	22	47.9	387,382	857	386,525			
高校卒	67	50.7	417,966	4,287	413,679			
中学卒	x	x	x	x	x			
技術課長	181	48.2	552,960	18,968	533,992	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	89	47.3	559,521	20,258	539,263			
短大卒	24	45.6	525,698	32,123	493,575			
高校卒	68	50.3	553,652	12,707	540,945			
中学卒	-	-	-	-	-			

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きま って支 給する 給与 (A)	うち時 間 外手 当(B)						
								円	円	
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	117	48.6	431,472	8,987	422,485	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2企業規模500人以上、 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照		
	大学卒	67	49.6	452,050	4,534	447,516				
	短大卒	9	46.7	388,303	11,951	376,352				
	高校卒	40	47.0	403,745	15,241	388,504				
	中学卒	x	x	x	x	x				
	技術課長代理	67	47.2	526,436	24,631	501,805				
	大学卒	24	46.1	523,164	34,720	488,444				
	短大卒	5	42.5	512,593	21,109	491,484				
	高校卒	38	48.5	530,495	18,590	511,905				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	365	43.2	350,354	27,193	323,161			係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	149	40.5	356,748	25,155	331,593				
短大卒	74	45.1	347,971	21,996	325,975					
高校卒	139	45.5	342,541	29,295	313,246					
中学卒	3	39.3	412,872	217,220	195,652					
技術係長	234	46.2	451,197	62,778	388,419					
大学卒	80	44.1	450,803	58,946	391,857					
短大卒	26	43.9	462,312	77,511	384,801					
高校卒	127	48.1	449,701	62,694	387,007					
中学卒	x	x	x	x	x					
事務主任	182	38.8	291,929	23,534	268,395	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同 上			
大学卒	70	34.4	294,156	30,057	264,099					
短大卒	32	42.6	303,703	20,314	283,389					
高校卒	79	41.2	285,761	19,097	266,664					
中学卒	x	x	x	x	x					
技術主任	106	38.1	359,033	54,364	304,669					
大学卒	34	34.1	373,050	62,196	310,854					
短大卒	29	36.4	341,641	50,543	291,098					
高校卒	43	42.6	359,245	50,631	308,614					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	950	33.0	249,499	21,006	228,493				同 上	
大学卒	357	31.6	261,660	22,226	239,434					
短大卒	217	33.4	244,997	18,533	226,464					
高校卒	374	34.1	238,967	21,072	217,895					
中学卒	2	44.5	324,166	57,511	266,655					
技術係員	439	31.8	324,295	55,034	269,261					
大学卒	191	30.6	342,312	62,858	279,454					
短大卒	66	32.6	311,600	48,609	262,991					
高校卒	180	33.0	304,122	46,442	257,680					
中学卒	2	39.0	372,536	86,045	286,491					

(注) 「中間職(課長(係長)一係長(係員)間)」とは、課長(係長)と係長(係員)の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長(係長)と係長(係員)の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きま って支 給する 給与 (A)	うち時 間 外手当 (B)						
								円	円	
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	6	51.6	631,994	9,858	622,136	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級		
	大学卒	3	53.8	722,868	0	722,868				
	短大卒	-	-	-	-	-				
	高校卒	3	49.5	548,793	18,884	529,909				
	中学校卒	-	-	-	-	-				
	工場長	2	56.4	840,311	0	840,311				
	大学卒	-	-	-	-	-				
	短大卒	-	-	-	-	-				
	高校卒	2	56.4	840,311	0	840,311				
	中学校卒	-	-	-	-	-				
	事務部長	45	54.2	470,279	914	469,365			2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	16	54.9	540,732	0	540,732				
短大卒	2	52.5	479,080	0	479,080					
高校卒	27	54.0	429,313	1,510	427,803					
中学校卒	-	-	-	-	-					
技術部長	48	52.5	647,512	284	647,228					
大学卒	34	51.6	645,805	404	645,401					
短大卒	2	51.0	701,665	0	701,665					
高校卒	12	55.0	643,090	0	643,090					
中学校卒	-	-	-	-	-					
事務部次長	25	51.3	491,913	3,408	488,505	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上			
大学卒	12	52.6	511,802	5,384	506,418					
短大卒	5	48.5	422,220	0	422,220					
高校卒	8	51.0	504,260	2,423	501,837					
中学校卒	-	-	-	-	-					
技術部次長	18	52.9	630,498	15,911	614,587					
大学卒	8	52.0	667,078	35,486	631,592					
短大卒	x	x	x	x	x					
高校卒	9	54.2	599,412	0	599,412					
中学校卒	-	-	-	-	-					
事務課長	97	49.2	458,163	1,133	457,030			2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職7級 " 8級	
大学卒	44	48.4	473,469	2,018	471,451					
短大卒	14	47.4	407,096	1,154	405,942					
高校卒	38	51.1	458,238	7	458,231					
中学校卒	x	x	x	x	x					
技術課長	110	48.7	574,664	12,777	561,887					
大学卒	51	48.0	580,201	15,272	564,929					
短大卒	17	45.8	527,056	34,475	492,581					
高校卒	42	50.7	586,127	1,347	584,780					
中学校卒	-	-	-	-	-					

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)						
								円	円	
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	49	47.3	430,430	13,634	416,796	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職 中間職(課長-係 長間)	行政職5級 〃 6級		
	大学卒	24	47.1	439,096	6,060	433,036				
	短大卒	6	45.6	381,412	15,285	366,127				
	高校卒	19	48.1	435,488	23,574	411,914				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	53	48.0	555,710	12,281	543,429				
	大学卒	17	47.2	564,471	14,493	549,978				
	短大卒	3	38.7	552,749	0	552,749				
	高校卒	33	49.3	551,417	12,317	539,100				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	145	44.5	367,164	26,650	340,514			係の長及び係 長級専門職	行政職3級 〃 4級
	大学卒	56	44.1	374,078	21,910	352,168				
短大卒	21	43.1	342,425	27,861	314,564					
高校卒	68	45.3	368,858	30,494	338,364					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係長	163	47.2	481,983	70,267	411,716					
大学卒	61	44.9	474,158	62,422	411,736					
短大卒	19	43.4	487,237	86,801	400,436					
高校卒	83	49.8	486,585	72,276	414,309					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務主任	124	38.6	291,453	21,169	270,284	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長-係 員間)	行政職2級 (一部は3級, 4級)			
大学卒	46	34.2	282,406	23,846	258,560					
短大卒	18	42.0	318,717	26,833	291,884					
高校卒	59	41.1	291,903	17,851	274,052					
中学卒	x	x	x	x	x					
技術主任	58	37.4	388,807	60,662	328,145					
大学卒	18	32.6	406,425	73,703	332,722					
短大卒	16	36.6	374,674	53,495	321,179					
高校卒	24	41.6	384,868	55,635	329,233					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	371	33.3	261,697	27,937	233,760				行政職1級	
大学卒	139	32.7	280,144	32,807	247,337					
短大卒	91	30.9	243,583	26,470	217,113					
高校卒	139	35.5	254,617	23,430	231,187					
中学卒	2	44.5	324,166	57,511	266,655					
技術係員	287	29.8	317,822	52,504	265,318					
大学卒	131	28.1	326,759	55,859	270,900					
短大卒	37	30.3	311,159	48,900	262,259					
高校卒	118	31.7	306,319	48,505	257,814					
中学卒	x	x	x	x	x					

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級	
			きま 給する (A)	支 給 (B)				うち 時間 外 手当
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級 " 8級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部長	事務部長	62	54.0	505,000	2,705	502,295	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	37	54.5	532,632	0	532,632		
	短大卒	5	54.5	442,267	0	442,267		
	高校卒	20	52.8	468,899	8,431	460,468		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	10	46.2	513,551	8,740	504,811		
	大学卒	4	44.1	488,898	8,421	480,477		
	短大卒	2	48.0	448,463	14,230	434,233		
高校卒	4	47.5	570,225	6,335	563,890			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	事務部次長	11	55.6	401,317	13,998	387,319	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	9	57.0	385,545	17,025	368,520		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	49.2	474,243	0	474,243		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	事務課長	120	49.2	425,898	2,797	423,101	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級 " 6級
	大学卒	88	49.0	439,506	1,811	437,695		
	短大卒	8	48.4	362,579	484	362,095		
	高校卒	24	50.3	396,190	7,277	388,913		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	66	47.4	525,112	31,422	493,690		
	大学卒	38	46.3	528,840	27,656	501,184		
	短大卒	6	44.9	544,106	29,935	514,171		
高校卒	22	49.9	513,337	38,375	474,962			
中学校卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		(A)－(B)	備考	対応級			
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)						
								円	円	
事務 ・ 技術 関 係 種	事務課長代理	68	49.1	431,952	6,843	425,109	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	行政職4級		
	大学卒	43	50.4	456,713	3,984	452,729				
	短大卒	3	48.1	397,447	7,526	389,921				
	高校卒	21	46.3	385,474	10,445	375,029				
	中学卒	x	x	x	x	x				
	技術課長代理	14	44.4	424,377	67,685	356,692				
	大学卒	7	43.9	430,177	80,254	349,923				
	短大卒	2	48.0	453,938	51,942	401,996				
	高校卒	5	43.6	404,430	56,395	348,035				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	196	42.5	345,840	24,526	321,314			係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	87	39.0	350,692	26,093	324,599				
短大卒	49	45.8	353,312	19,497	333,815					
高校卒	59	44.9	328,912	26,349	302,563					
中学卒	x	x	x	x	x					
技術係長	43	42.7	377,462	30,589	346,873					
大学卒	13	40.1	386,696	48,932	337,764					
短大卒	3	47.7	407,963	25,301	382,662					
高校卒	26	43.8	369,228	23,329	345,899					
中学卒	x	x	x	x	x					
事務主任	39	38.4	303,772	32,774	270,998	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職2級 (一部は3級)			
大学卒	20	34.7	319,147	44,726	274,421					
短大卒	10	42.6	278,471	12,639	265,832					
高校卒	9	42.2	297,343	28,297	269,046					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術主任	25	37.8	339,329	48,010	291,319					
大学卒	15	36.1	329,090	45,358	283,732					
短大卒	3	32.3	333,624	47,306	286,318					
高校卒	7	43.6	363,499	53,940	309,559					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	495	32.4	246,284	18,632	227,652				行政職1級	
大学卒	187	30.5	254,872	18,439	236,433					
短大卒	110	34.9	248,810	14,327	234,483					
高校卒	198	33.1	235,488	21,245	214,243					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係員	97	37.8	372,038	75,969	296,069					
大学卒	52	39.3	405,098	88,454	316,644					
短大卒	15	37.2	345,785	62,921	282,864					
高校卒	30	35.0	315,909	56,444	259,465					
中学卒	-	-	-	-	-					

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級
			きまって支				
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)			
支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級 " 7級
大学卒	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-			
工場長	-	-	-	-			
大学卒	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-			
事務部長	4	52.3	382,700	5,000	377,700	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	2	50.5	437,400	5,000	432,400		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	x	x	x	x	x		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	4	54.8	428,785	0	428,785		
大学卒	2	55.5	425,078	0	425,078		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	54.0	432,492	0	432,492		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	5	52.4	384,231	12,331	371,900	前記部長に事故等のあるときの職務代行者の職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上
大学卒	3	52.3	371,019	15,519	355,500		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	52.5	404,051	7,551	396,500		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	-	-	-	-	-		
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	6	50.2	312,301	10,919	301,382	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	x	x	x	x	x		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	5	50.6	299,819	13,103	286,716		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術課長	5	48.6	378,769	0	378,769		
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	4	49.0	381,334	0	381,334		
中学校卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)						
								円	円	
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	-	-	-	-	-	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職 中間職(課長-係 長間)	行政職4級		
	大学卒	-	-	-	-	-				
	短大卒	-	-	-	-	-				
	高校卒	-	-	-	-	-				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	-	-	-	-	-				
	大学卒	-	-	-	-	-				
	短大卒	-	-	-	-	-				
	高校卒	-	-	-	-	-				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	24	45.0	310,186	60,217	249,969			係の長及び係 長級専門職	行政職3級
	大学卒	6	41.5	328,081	34,489	293,592				
短大卒	4	41.5	271,415	42,520	228,895					
高校卒	12	49.8	294,203	40,860	253,343					
中学卒	2	34.0	429,940	288,940	141,000					
技術係長	28	45.6	372,150	68,048	304,102					
大学卒	6	45.2	330,616	42,199	288,417					
短大卒	4	43.5	371,067	70,127	300,940					
高校卒	18	46.2	386,235	76,202	310,033					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務主任	19	40.6	267,400	17,119	250,281	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長-係 員間)	行政職2級 (一部は3級)			
大学卒	4	35.5	287,741	18,355	269,386					
短大卒	4	45.5	314,523	15,750	298,773					
高校卒	11	40.7	242,867	17,167	225,700					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術主任	23	41.1	281,004	40,512	240,492					
大学卒	x	x	x	x	x					
短大卒	10	37.3	274,215	45,366	228,849					
高校卒	12	44.7	285,760	34,653	251,107					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	84	36.5	220,048	9,173	210,875				行政職1級	
大学卒	31	37.3	238,657	8,057	230,600					
短大卒	16	35.4	216,622	7,680	208,942					
高校卒	37	36.4	205,939	10,754	195,185					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係員	55	36.0	274,855	30,741	244,114					
大学卒	8	29.7	254,455	46,853	207,602					
短大卒	14	36.0	271,456	29,980	241,476					
高校卒	32	37.5	280,095	24,983	255,112					
中学卒	x	x	x	x	x					

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
研究 関係 職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者, 上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 ( 課 ) 長	-	-	-	-	-	
	研 究 室 ( 係 ) 長	-	-	-	-	-	
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	-	-	-	-	-	
	大 学 副 学 長	-	-	-	-	-	
	大 学 学 部 長	2	52.5	565,500	0	565,500	
	大 学 教 授	13	54.7	487,845	0	487,845	
	大 学 准 教 授	12	44.6	387,882	0	387,882	
	大 学 講 師	11	36.4	318,711	0	318,711	
	大 学 助 教	4	38.3	289,875	0	289,875	
	高 等 学 校 校 長	2	47.0	492,502	0	492,502	
	高 等 学 校 教 頭	4	51.3	487,793	0	487,793	
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	x	x	x	x	x	
高 等 学 校 指 導 教 諭	x	x	x	x	x		
高 等 学 校 教 諭	124	42.0	379,798	19,032	360,766		
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	11	49.2	766,256	0	766,256	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	15	47.9	595,345	94,386	500,959	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	13	38.9	519,363	82,624	436,739	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	15	30.1	471,517	69,327	402,190	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	11	51.4	604,184	88,152	516,032	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	8	32.0	411,538	58,059	353,479	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	8	23.0	359,280	51,396	307,884	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習, 外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき, 他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守 衛	17	50.5	415,093	30,346	384,747	
	用 務 員	4	57.5	418,549	23,699	394,850	

第17表 県内民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目				新規学卒者の採用なし
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 40.1	% (39.7)	% (60.3)	% (0.0)	% 59.9
	500人以上	82.0	(47.4)	(52.6)	(0.0)	18.0
	100人以上 500人未満	29.8	(30.1)	(69.9)	(0.0)	70.2
	50人以上 100人未満	12.5	(33.3)	(66.7)	(0.0)	87.5
高校卒	規模計	43.1	(38.8)	(61.2)	(0.0)	56.9
	500人以上	79.3	(40.9)	(59.1)	(0.0)	20.7
	100人以上 500人未満	36.9	(41.6)	(58.4)	(0.0)	63.1
	50人以上 100人未満	12.5	(0.0)	(100.0)	(0.0)	87.5

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第18表 県内民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		87.5%
配偶者に家族手当を支給する		(89.3%)
家族手当制度がない		12.5%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	11,196円
	配偶者と子1人	16,925円
	配偶者と子2人	22,736円

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の扶養手当の現行支給月額は、配偶者、父母等については6,500円、子については1人につき10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

### 3 生 計 費 関 係

#### 令和 2 年 4 月 の 標 準 生 計 費 算 定 方 法

「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食 料 費……………食料
- 住 居 関 係 費……………住居，光熱・水道，家具・家事用品
- 被 服 ・ 履 物 費……………被服及び履物
- 雑 費 I ……………保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽
- 雑 費 II ……………その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

##### (2) 費目別，世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）を乗じて算定した。

なお，1人世帯については，平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に，消費動向の変動分を反映して算出した令和2年4月の全国の費目別標準生計費を，本県の平均4人値と全国平均4人値の比率で調整して算定した。

##### (参考) 費目別，世帯人員別生計費換算乗数

平成31年1月～令和元年12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち，有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について，世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め，これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別，世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第19表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 21,700	円 34,740	円 45,130	円 55,530	円 65,920
住居関係費	54,060	58,280	52,430	46,570	40,710
被服・履物費	1,160	3,740	4,240	4,750	5,260
雑費Ⅰ	22,180	28,550	38,610	48,670	58,730
雑費Ⅱ	4,540	13,130	15,300	17,470	19,640
計	103,640	138,440	155,710	172,990	190,260

(注) 標準生計費は，総務省の家計調査を基礎に算出した。

(参考) 費目別，世帯人員別生計費換算乗数(全国)

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.483	0.628	0.772	0.917
住居関係費	0.976	0.878	0.780	0.682
被服・履物費	0.507	0.575	0.644	0.713
雑費Ⅰ	0.286	0.387	0.488	0.588
雑費Ⅱ	0.402	0.468	0.535	0.601

## 4 労働経済関係

第20表 労働経済指標

項目 年 度 月	①	②	③	④	⑤			
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指 数 (調 査 産業計)	有効求人 倍 率 (季 節 調整値)	完 全 失 業 率 (季 節 調整値)	き ま っ て 支 給 す る 給 与 ( 調 査 産 業 計 )			
					全 国	鹿 児 島 県		
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
平成30年度	0.3	0.5	1.62	2.4	296.0	0.6	229.8	△0.4
令和元年度	0.0	1.3	1.55	2.3	296.2	0.1	236.8	3.0
平成31年 4月	0.4	1.1	1.63	2.4	299.5	0.3	233.5	△0.3
令和元年 5月		0.8	1.62	2.4	294.8	0.1	231.9	0.5
6月		1.0	1.61	2.3	297.6	0.3	237.5	2.5
7月	0.0	1.2	1.59	2.3	296.4	0.0	230.8	0.1
8月		1.2	1.59	2.3	295.9	0.1	231.3	0.1
9月		1.5	1.58	2.4	296.0	0.1	232.0	1.8
10月	△1.8	1.5	1.58	2.4	298.4	0.1	234.4	2.1
11月		1.5	1.57	2.2	297.7	△0.4	239.0	6.0
12月		1.5	1.57	2.2	297.1	△0.2	235.8	3.9
令和2年 1月	△0.6	1.2	1.49	2.4	293.1	0.4	245.8	8.3
2月		1.1	1.45	2.4	293.7	0.3	245.2	6.5
3月		1.1	1.39	2.5	294.3	△0.4	244.0	4.8
4月	△7.9	0.9	1.32	2.6	295.8	△1.2	242.1	3.6
5月		0.2	1.20	2.9	287.3	△2.6	237.0	2.3
6月		0.2	1.11	2.8	291.0	△2.2	242.4	2.1
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省			

(注) 1 ①は平成23年基準, ②, ⑤, ⑥, ⑩, ⑪は平成27年基準である。  
 2 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。  
 3 ⑨の平成30年度, 令和元年度の欄は, それぞれ平成30暦年, 令和元暦年の数値である。

項目 年度 年月	⑥ 所定内給与 (調査産業計)				⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		鹿 児 島 県		全 国	鹿 児 島 県	全 国	鹿 児 島 県
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
平成30年度	270.7	0.6	214.7	0.2	146.8	146.5	12.5	10.4
令和元年度	271.2	0.3	222.1	3.4	144.2	145.5	12.3	9.9
平成31年 4月	273.4	0.3	218.8	0.4	148.7	148.0	13.1	10.2
令和元年 5月	269.4	△0.1	217.4	1.2	141.4	142.3	12.4	10.0
6月	272.4	0.3	223.2	3.3	147.4	147.8	12.3	9.8
7月	271.6	0.1	217.3	0.8	150.1	147.3	12.3	9.3
8月	271.3	0.2	217.1	0.6	141.6	142.0	11.6	8.5
9月	271.8	0.2	217.6	2.3	142.5	144.7	12.2	9.5
10月	273.0	0.2	219.4	2.4	146.5	148.4	12.6	10.0
11月	271.9	△0.1	224.0	6.4	147.5	148.7	12.6	10.6
12月	271.8	0.2	220.4	4.3	145.0	147.4	12.3	10.6
令和2年 1月	269.1	0.7	230.3	8.3	137.7	142.2	11.8	10.8
2月	269.2	0.6	230.4	6.9	139.8	144.2	12.1	10.3
3月	269.9	0.1	228.7	4.5	142.1	143.0	11.9	9.5
4月	273.0	△0.1	228.4	4.4	143.9	147.5	10.6	9.7
5月	268.7	△0.3	224.1	3.0	126.9	136.1	8.6	8.5
6月	272.3	0.0	230.6	3.3	141.3	149.2	9.3	8.2
資料出所	厚 生 勞 働 省							

項 目 年 度 年 月	⑨ 消 費 支 出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑩ 消費者物価指数 (総 合)		⑪ 国内企業 物価指数
	全 国		鹿 児 島 市		全 国	鹿 児 島 市	
	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
平成30年度	318.3	1.7	297.3	△3.8	0.7	0.1	2.2
令和元年度	320.6	0.7	305.0	2.6	0.5	0.3	0.1
平成31年 4月	337.2	0.7	301.0	△8.4	0.9	0.3	1.3
令和元年 5月	332.3	6.4	303.7	7.8	0.7	0.4	0.6
6月	308.4	5.6	326.1	16.0	0.7	0.7	△0.2
7月	321.2	3.6	297.7	13.3	0.5	0.3	△0.7
8月	325.5	1.7	324.1	4.7	0.3	△0.1	△0.9
9月	329.7	8.9	299.3	4.4	0.2	△0.2	△1.1
10月	305.2	△3.2	279.9	2.4	0.2	△0.1	△0.4
11月	304.0	0.2	259.2	△1.3	0.5	0.2	0.1
12月	345.4	△1.6	342.2	8.5	0.8	0.8	0.9
令和2年 1月	312.5	△4.1	270.9	△9.3	0.7	0.8	1.5
2月	303.2	0.1	252.6	△6.5	0.4	0.8	0.7
3月	322.5	△7.6	390.8	9.3	0.4	0.8	△0.5
4月	303.6	△9.9	251.4	△16.5	0.1	0.4	△2.5
5月	280.9	△15.5	237.1	△21.9	0.1	0.2	△2.8
6月	298.4	△3.3	234.6	△28.1	0.1	0.2	△1.6
資 料 出 所	総 務 省						日 本 銀 行

## 5 人事院の報告の概要

### 給与報告

#### ○ 今回の報告のポイント

##### 月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

#### 1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差  $\Delta 164$ 円  $\Delta 0.04\%$

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

#### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

#### （参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

## 公務員人事管理に関する報告

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

### 2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

### 3 勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要  
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

#### (2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

#### (3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

#### (4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

#### (5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討